

国立大学法人信州大学と軽井沢町との包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と軽井沢町（以下「両機関」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（協議）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関協議のうえ、定めるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関するこ。
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関するこ。
- (3) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関するこ。

平成29年6月26日

国立大学法人信州大学長

軽井沢町長

濱田川博

藤巻進

（他機関との連携）

第3条 前条に掲げる事項については、他の機関と連携して行うことができるものとする。

（連携協議会）

第4条 第2条に掲げる事項及び前条に規定する連携の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに両機関のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も、また同様とする。